

# 都市計画道路の廃止について【東大阪市域】

## ■都市計画道路廃止の理由

まちづくり計画との整合や、都市計画の合理性を担保する必要があることから都市計画道路の必要性を検証し、必要性が低いと判断された都市計画道路を廃止することとしました。

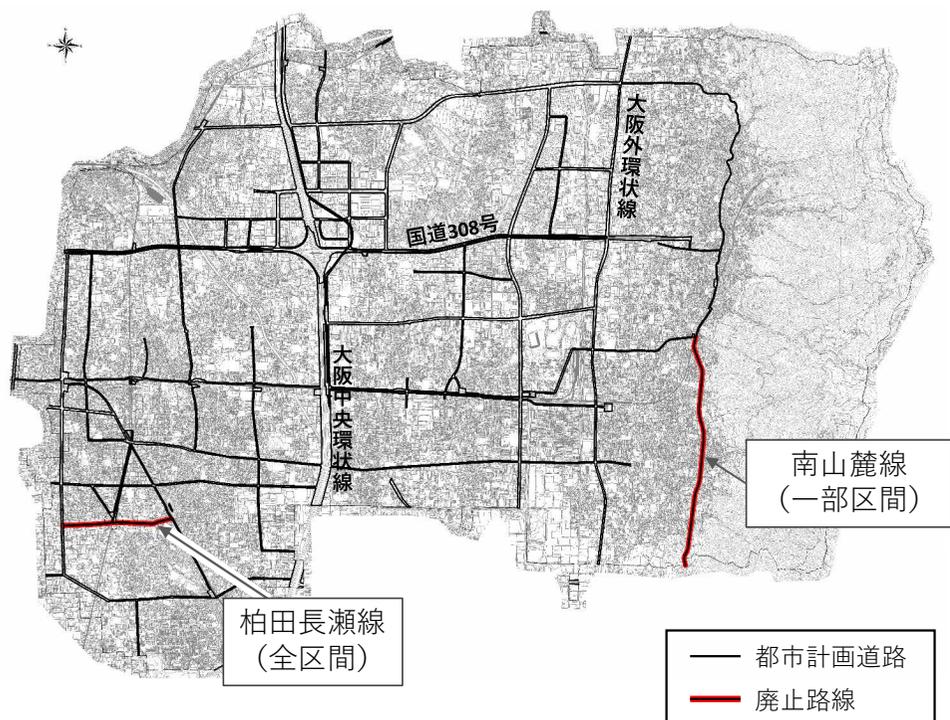
これにより、不要な建築制限がなくなり、土地の流通性が高まり経済活動の活性化等が期待できます。

## ■廃止した路線・区間

<東大阪市決定>

3・6・227-51 柏田長瀬線  
全区間の廃止 (1,340m)

3・6・227-53 南山麓線  
一部区間の廃止 ((都)東花園枚岡神社線～市界 2,840m)



※各路線の詳細は次のページをご覧ください

## ■都市計画決定までの経過

### 説明会

令和7年8月3日(日) 10時～ 市役所本庁舎18階 大会議室

令和7年8月5日(火) 19時～ 市役所本庁舎18階 大会議室



東大阪市都市計画公聴会  
令和7年9月11日(木)  
公述申出が無く中止



都市計画案の縦覧・意見書の提出  
令和7年11月4日(火)～18日(火)  
意見書：1件



東大阪市都市計画審議会  
令和8年1月29日(木)  
原案のとおり可決



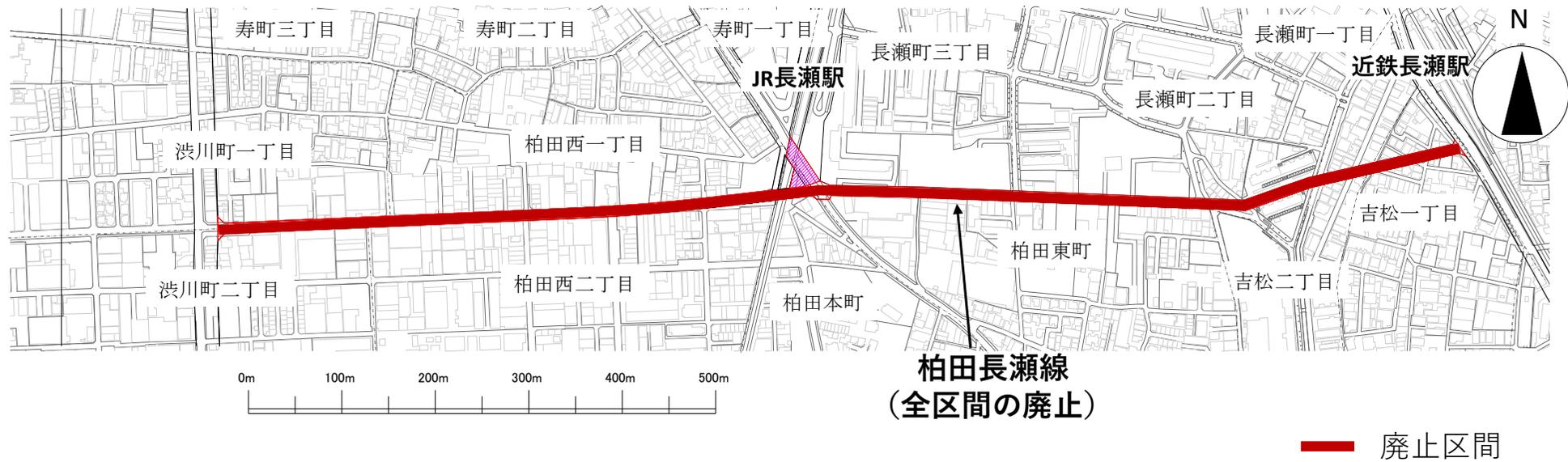
都市計画決定告示  
令和8年3月2日(月)

## ■お問合せ先

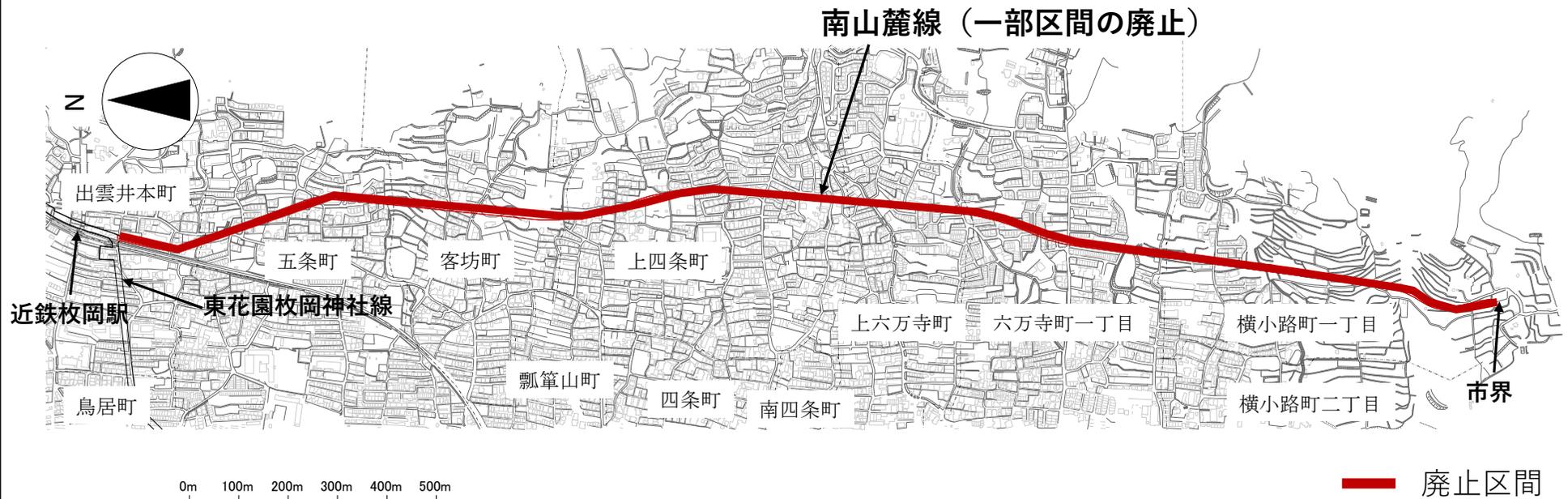
・都市計画道路に関する事  
東大阪市 都市計画室 TEL：06-4309-3211

・固定資産税に関する事  
東大阪市 税務部 固定資産税課 TEL：06-4309-3141

3・6・227-51 柏田長瀬線 全区間 (1,340m) の廃止



3・6・227-53 南山麓線 一部区間 (2,840m) の廃止 ((都)東花園枚岡神社線～市界)



※ 新たな道路を作る計画が廃止となるもので、今ある道路が無くなるわけではありません。